

経済産業省

令和 7 年 7 月 1 日

各都道府県・指定都市高压ガス保安担当課室長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ
産業保安グループ高压ガス保安室長

高压ガス保安法に係る不正事案に関する情報提供について（要請）

今般、以下のとおり、登録容器検査所における容器再検査時に行うべき耐圧試験を一部実施していない不正事案が発生しました。

- ・大内田産業株式会社（本社：福岡県飯塚市川津 351-1、代表取締役社長：大内田 仁嗣）において、容器再検査時に行うべき耐圧試験を「一部実施していない」との通報が福岡県にあり、同県及び同県警察が立入検査等を実施したところ、当該事業者による容器再検査において、耐圧試験を一部実施していない不正行為が明らかになりました。当該事業者による耐圧試験未実施容器は、一般家庭や事業所に納入されている胴長のシリンダー容器約 85,000 本で、佐賀県、熊本県、大分県、長崎県にも流通しているものであること、また、当該事業者は耐圧試験結果に係る電子帳簿を改ざんしていたため、過去の福岡県による立入検査では見つけられなかったことについて、同県より報告を受けました。
- ・これらの耐圧試験未実施容器については、安全の確保のため、福岡県に加え、国（九州産業保安監督部）、関係各県、各県 LP ガス協会及び九州 LP ガス容器検査所協議会等の協力の下、緊急点検及び回収・再検査を実施することを、福岡県が中心に計画しております。

各都道府県・指定都市高压ガス保安担当課室長におかれては、本事案の発生を踏まえ、登録されている容器検査所に対する立入検査の際には、耐圧試験の実績と検査設備の能力や使用実績に齟齬がないか確認する等、法令遵守の状況につき、十分な確認を行ってください。

法令違反又はそのおそれがある事案が確認された場合は、管内の産業保安監督部及び支部（那覇産業保安監督事務所を含む。）まで速やかに報告してください。